暮らしのinformation

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

町道民税・軽自動車税のこと	住民税係☎ 56 － 8003
税金の納付方法	納税係☎ 56 － 8002
宿泊税のこと	宿泊税係☎ 56 － 8002
固定資産税のこと	資産税係☎ 56 － 8004

【公的年金からの町道民税の特別徴収】

令和 8 年 4 月 1 日に 65 歳以上で、前年中の公的年金に対して町道民税が生じた方は、次の①または②の通りとなります。

①昭和 35 年 4 月 3 日から昭和 36 年 4 月 2 日生まれの方

今年の 10 月から公的年金特別徴収が始まります。公的年金に係る年税額の半分を 2 回に分け、6 月と 8 月に納付書（口座振替）で納め、残った年税額は 10 月、12 月、2 月に支給される年金から徴収となります。

②昭和 35 年 4 月 2 日以前生まれの方

昨年度何らかの事情で特別徴収が中止になった方以外は、年 6 回の公的年金支給時に徴収となります。前年度の年金に係る税額の半分が、4 月、6 月、8 月に支給される年金から徴収となります（仮特別徴収）。10 月、12 月、2 月の年金支給時には、年税額から仮特別徴収される税額を引いた残額が徴収されます。

※公的年金から特別徴収される町道民税は、公的年金に係る税額分のみです。公的年金以外の所得に係る町道民税は、別に納付書や給与からの徴収で納めていただきます。

※本年度分の計算の結果、年税額が仮特別徴収額より少ない場合は還付金が発生します。該当する方には手続きのご連絡をいたします。

※もともと町道民税が非課税の方、町道民税の額が公的年金支給額を超える方、年金の年間支給額が 18 万円未満の方などは対象となりません。

問税務課住民税係☎ 56 － 8003

【お気軽に納税相談を】

「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けておりますので、お気軽に債権回収係（窓口⑥）へ連絡またはお越しください。

問税務課特別債権回収室債権回収係☎ 56 － 8002

募集

会計年度任用職員募集

体育館事務補助員　1名

■応募資格／年齢不問、町内居住または近隣町村居住で通勤できる方
■任用期間／11月1日～令和9年3月31日
■業務内容／体育館事務補助
■勤務時間／週4日、9時～14時30分
■勤務場所／東急コミュニティーアリーナ倶知安
■賃金・待遇／時1348～1614円程度、通勤手当・賞与有
■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出
問社会教育課総合体育館スポーツ振興係☎22―2288

令和9年度保育施設等入所申込について

保育部分（2号・3号）新規・転所入所

■申込受付／11月2日(月)～30日(月)（予定）
（令和9年4月1日時点での年齢）
○くっちゃん保育所ぬくぬく
0歳～2歳
○認定こども園　倶知安幼稚園
0歳～2歳、3歳～5歳
○認定こども園　倶知安藤幼稚園
3歳～5歳
○認定こども園　倶知安めぐみ幼稚園
3歳～5歳
詳細は広報11月号をご確認ください。
問こども未来課こども支援係☎55―6116

認定こども園（教育部分（1号））令和9年4月入園申込（予定）

■願書配布／10月21日(水)開園時間～
■願書受付／11月11日(水)14時～（各幼稚園にて受付）
詳細は各幼稚園へお問い合わせください。
問倶知安幼稚園☎22―1354
倶知安藤幼稚園☎22―1733
倶知安めぐみ幼稚園☎22―1276

里親制度

諸事情により自分の家族と暮らせない子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。

養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親などがあります。

お子さんがいない方、子育てを終えた方、子育て中の方でも構いません。

詳しく知りたい方、登録を希望される方は、北海道中央児童相談所にお問い合わせください。

問北海道中央児童相談所☎011―631―0301

自衛官募集

一般曹候補生（第3回）

■受験資格／採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の者
■受付期間／9月15日(火)～11月20日(金)
■一次試験日／11月28日(土)～12月6日(日)のいずれか一日
■試験日／11月15日(日)、16日(月)のいずれか
任期制自衛官（第5回）
■受験資格／採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の者
■受付期間／11月9日(月)～12月2日(水)
■試験日／12月11日(金)、12日(土)のいずれか
高等工科学校生徒（推薦）
■受験資格／令和9年4月1日時点で15歳以上17歳未満の男子（学校長が推薦できる者）
■受付期間／10月1日(木)～11月27日(金)
■一次試験日／令和9年1月9日(土)～11日(月)のいずれか一日
高等工科学校生徒（一般）
■受験資格／令和9年4月1日時点で15歳以上17歳未満の男子
■受付期間／10月1日(木)～令和9年1月14日(木)
■一次試験日／令和9年1月23日(土)
■二次試験日／令和9年2月13日(土)
問倶知安地域事務所☎23―3540（自衛官募集相談員）古谷和之、清水礼子、油谷賢次、名畑由美、前田義江、北原玲子、作井繁樹

日(日)のいずれか一日
■二次試験日／令和9年1月8日(金)～10日(日)のいずれか一日
任期制自衛官（第4回）
■受験資格／採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の者
■受付期間／10月13日(火)～11月5日(木)
■試験日／11月15日(日)、16日(月)のいずれか
任期制自衛官（第5回）
■受験資格／採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の者
■受付期間／11月9日(月)～12月2日(水)
■試験日／12月11日(金)、12日(土)のいずれか
高等工科学校生徒（推薦）
■受験資格／令和9年4月1日時点で15歳以上17歳未満の男子（学校長が推薦できる者）
■受付期間／10月1日(木)～11月27日(金)
■一次試験日／令和9年1月9日(土)～11日(月)のいずれか一日
高等工科学校生徒（一般）
■受験資格／令和9年4月1日時点で15歳以上17歳未満の男子
■受付期間／10月1日(木)～令和9年1月14日(木)
■一次試験日／令和9年1月23日(土)
■二次試験日／令和9年2月13日(土)
問倶知安地域事務所☎23―3540（自衛官募集相談員）古谷和之、清水礼子、油谷賢次、名畑由美、前田義江、北原玲子、作井繁樹

町営住宅入居者募集

一般世帯向け（家族向け）
・望羊団地（北4東4）
2LDK　1戸（1号棟3階）
・羊蹄団地（北3東7）
2LDK　1戸（7号棟4階）
高齢者世帯向け（60歳以上向け）
・望羊団地（北4東4）
2DK　1戸（2号棟1階）
■募集期間／10月1日(木)～16日(金)
応募には必要書類、所得制限などがあります。詳細は問合せ。
問建設課住宅係☎56―8009

周知

令和9年度4月入学児童における就学時健康診断の実施について

教育委員会では、令和9年4月に小学校（新1年生）に入学する児童を対象に就学時健康診断を実施します。詳しくは10月中旬頃に各家庭へ配付する問診票をご確認ください。

■診断項目／内科検診、歯科検診、聴力検査、視力検査
■日時／11月4日(水)、13時15分（受付13時～）
■会場／東急コミュニティーアリーナ倶知安
問教育委員会学校教育課☎56―8018

「国有林管理経営計画策定に関する意見交換会」のご案内

後志森林管理署では、後志胆振森林計画区における国有林の森林計画策定にあたり、地域の皆様からのご意見・ご要望をお伺いするため、意見交換会を開催します。

■日時／10月19日(月)13時30分～15時30分
■会場／文化福祉センター2階中ホール
■定員／30名程度（事前申込）
■申込期限／10月9日(金)17時必着
問後志森林管理署☎22―0145

一日合同行政相談所の開所

相続、年金、税金、土地・家、役所の手続きなど、どこに相談したらいいか分からないことを、一人で悩まず相談してください。相談無料、予約不要、秘密は厳守します。

■日時／10月26日(月)13時～16時（最終受付15時30分）
■場所／公民館2階中ホール
■参加機関／札幌法務局、札幌国税局（オンライン）、小樽年金事務所、倶知安町、北海道行政書士会、きくみみ函館・行政相談委員
問0138―23―0909

いい歯の日2026イベントのお知らせ

■日時／10月17日(土)13時30分～15時30分
■場所／後志総合振興局1階道民ホール
■参加費／無料
■内容／フッ素塗布、指模型、オーラルフレイルチェック、歯科検診と歯磨き指導、むし歯の危険度チェック



読み聞かせの会「ぐりとぐら」

読み聞かせの会「ぐりとぐら」による手遊びや絵本の読み聞かせなどを行います。

赤ちゃんから大人までどなたでもお越しください。

■日時／10月2日(金)、16日(金)、10時15分～10時45分
■場所／絵本館
問絵本館☎22―0055

北海道最低賃金の改定

道内で働く全ての労働者（会社員、アルバイト、学生など働く全ての人）およびその使用者に適用される北海道最低賃金が改定されました。

最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法により処罰されることがあります。

■最低賃金額／1131円（時間額）
■効力発生日／10月1日より
問小樽労働基準監督署倶知安支署☎22―0206

全国労働衛生週間の実施

「全国労働衛生週間」は、「労働衛生」に関する国民の意識を高め、労働者の健康を確保することを目的に、毎年実施しています。今年のスローガンは、「ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに　みんな生き生き健康職場」です。

■期間／10月1日㈬～7日㈫

問 小樽労働基準監督署倶知安支署
☎22―0206

10月は不正軽油防止強化月間です

「不正軽油」とは、ディーゼル車の燃料として使用される軽油に、脱税を目的として灯油や重油などを混ぜ、軽油と偽り販売、使用されているものです。

こうした「不正軽油」の製造・販売・消費は脱税行為であるとともに、環境汚染やエンジントラブルなどの原因ともなる犯罪行為です。

このため、北海道では、10月を「不正軽油防止強化月間」とし、不正軽油撲滅の取り組みを強化します。

「不審な施設にタンクローリーが出入りしている」、「灯油や重油を自動車の燃料として使用している」など、不正軽油に関する情報がありましたら連絡ください。

問 不正軽油一一〇番（通話料無料）
☎0800―8002―110
後志総合振興局税務課
☎23―1336（直通）

アイヌの人々に対する相談窓口

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、全国のアイヌの方々の悩みを受け付けるフリーダイヤルを開設しています。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。お気軽にご相談ください。相談無料、匿名可、秘密は厳守します。

■受付時間／月～金曜、9時～17時
※祝日・年末年始を除く

問 アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル
☎0120―771―208

くっちゃんで先生になろう！～保育士・保育教諭確保事業～

町では、保育人材確保のために、町内の認可保育所や認定こども園で働く保育士などに対し、奨学金の返還支援事業や勤務年数に応じた一時金の交付事業などを行っています。

保育施設で働くことに興味があるという方は、お気軽にお問い合わせください。

保育士・保育教諭として働く方への町独自の支援制度など、詳細は町HPをご覧ください。

問 こども未来課こども支援係
☎55―6116

消費者コーナー
倶知安消費者協会

早めの相談が解決への第一歩

■最近は、60歳以上の方からの相談が増えています。
商品部門では、化粧品などの「保健衛生品」「健康食品」「スマートフォンなどの教養娯楽品」「光回線」「賃貸アパート」などです。

■どの相談も時間が経過するとますます解決しにくくなります。

■困った！おかしい！と思ったら、早めに、相談室にご連絡ください。



■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日10時～15時　☎23-1522

くっちゃん 情報発信ツール



○倶知安町 ホームページ
https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/

○倶知安町 Facebook
https://m.facebook.com/kutchan.hokkaido/

○倶知安町 LINE 公式アカウント
LINE ID：@ kutchan

○小川原脩記念美術館 Facebook
https://m.facebook.com/shu.ogawara.moa/

○倶知安風土館 Facebook
https://m.facebook.com/Kutchan.Fudokan/

○資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」
アプリのダウンロードはこちらから→
Android　iOS

消防署からのお知らせ

秋の火災予防運動を実施します！

【火の確認　いい日を支える　いい習慣】

10月15日から31日までの間、秋の火災予防運動を実施します。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたって、町民の方々に防火防災意識や防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防ぎ、万が一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的として行います。

8月末までの災害出動状況

	令和8年	令和7年
火　災	2件	7件
救　急	599件	690件
救　助	20件	22件
その他	77件	57件

まちの事件簿 ―地域安全ニュース

8月の主な事件

▽一般住宅内にてコップで前頭部を殴打され負傷する傷害事件が発生しました。
▽敷地内から土を窃取される事件が発生しました。
▽自宅敷地内から自転車が窃取される事件が発生しました。
▽ホテルの女性用露天風呂が盗撮される事件が発生しました。

8月の主な交通事故

▽8月14日、国道5号において、車両と歩行者による重傷人身事故が発生しました。

8月末までの
町内交通事故発生状況

	令和8年	令和7年
人　身	25件	11件
物　損	639件	672件
死　者	0名	0名

生活道路の速度規制が変わりました

令和8年9月1日、生活道路を通行する自動車の法定速度が60キロから30キロに引き下げられました。対象は、中央線や車両通行帯のない一般道路です。標識で最高速度が指定されている場合は、従来どおりその速度が優先されます。一方、標識による指定がない道路については、これまで法定速度は60キロでしたが、改正後は30キロに引き下げられました。

雪国の本町では、積雪により中央線が見えなくなることが多々あります。この場合、中央線が「ない」状態となり、法定速度が30キロ扱いになる可能性があります。警察では、この分かりにくさによる混乱を防ぐため、60キロの標識を新設する対応も進められているようです。

また、見通しが良く歩行者もほとんどいない農道であっても、中央線がなければ形式的に30キロ規制の対象となり、実態に即していないとの意見もあるようです。この点について、警察庁は地域の実情に応じ、公安委員会が新たに速度標識を設置する対応を検討している状況とのことです。

30キロ以上の速度超過は赤切符による刑事処分の対象となり、違反点数6点で免許停止処分となる可能性があります。

この改正は、歩行者との衝突時における致死率が、時速30キロを超えると急激に上昇するという知見を踏まえ、住宅街などの生活道路で重大事故を防ぎ、住民の命を守ることを目的としています。

もとより速度の出し過ぎは思わぬ事故につながるものです。今回の改正を機に、標識の有無や中央線の状態に関わらず、住宅街や裏道、見通しの悪い場所では速度を落とす習慣を一人ひとり心がけていただければと思います。



ようてい法律事務所
弁護士 渡邉 恵介
☎ 21-6228

人の動き　令和8年8月末現在

人口	14,169人	（前月比 −32）
男	7,364人	（前月比 − 9）
女	6,805人	（前月比 −23）
世帯数	8,262世帯	（前月比 − 9）
うち外国籍住民	1,472人	（前月比 +11）

おいくら？
ReNet.jp recycle
ジモティー
再利用できるものは、町と連携する民間サービスで、無料・簡単にリユース（再利用）！

おたんじょう
おめでとう

ごめいふくをお祈りします